

## 論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※ 乙 第 号
------	---------

氏 名 田 中 聰

論 文 題 目

Association of Beck Depression Inventory score and  
Temperament and Character Inventory-125 in patients with  
eating disorders and severe malnutrition

(極度の低栄養を伴う摂食障害患者におけるベック抑うつ尺

度と TCI-125 の関連について)

論文審査担当者

主 査

委員

名古屋大学教授

勝野 雅央

名古屋大学教授

委員

伴 宏太郎

名古屋大学教授

委員

若林俊彦

名古屋大学教授

指導教授

尾崎 紀之

専紙 1-1

## 論文審査の結果の要旨

今回、低栄養の摂食障害患者のパーソナリティが、その時々の栄養・心理状態、下位診断と関連する可能性を検討するため、質問紙に基づく調査を行った。結果として、患者群は抑うつ尺度・損害回避・固執が有意に高く、自己志向性が有意に低く、これらは既報とおおむね一致したが、下位診断によりこの傾向は変化した。体格指数とこれらの下位尺度との間に相関関係はみられなかった。抑うつ尺度は、損害回避と正の相関、自己志向性と負の相関がみられた。従来、栄養状態の改善と共に患者の抑うつは改善し、パーソナリティが変化する可能性が指摘されているが、我々の調査はこれと十分には一致しなかった。これには、今回の調査が、強い低栄養状態のみの横断研究であったことが影響したものと考えられ、今後の縦断研究の必要性が示唆された。

本研究に対し、以下の点を議論した。

1. 調査はすべて、厳密な生活制限の中で行われており、環境から生じる自己効力感の低下が結果に影響を与えた可能性がある。また、研究参加に同意しているという点から、相対的に協調性が高い群が取り出されたというバイアスも考えられる。
2. 神経性やせ症のおよそ5割は慢性化しおよそ1割は若年死に至る。こうした転帰からも、パーソナリティに注目した縦断的な経過研究は乏しい。回復後群でも病中患者群同様に損害回避傾向が高い傾向があることは示されている。
3. 米国精神医学会の診断基準 DSM-5 が広く支持されている。神経性やせ症については、背景因子を持つ者が低栄養をトリガーとして発症し、低栄養自体が症状を固着・悪循環させるというモデルが想定される。他の摂食障害については未知の点が多い。
4. 神経性やせ症に対しては、小児における家族療法以外に、効果が実証された治療は存在しない。ゲノム・エピゲノム・タンパク質の発現・脳構造画像・脳機能画像・生理活性物質・神経心理学的所見など、多面的な解析による病態解明が必要である。
5. 今回の、体格指数とパーソナリティの無相関・抑うつ指標とパーソナリティの特定の相関は、神経性やせ症に限らない低栄養の摂食障害を対象に検討されたものである。それ故、同様に低栄養状態を来す一般身体疾患の患者でも同様の傾向がみられる可能性は否定できず、今後の検討課題となる。
6. 今回の調査は極度の低体重者にほぼ限定されており、この範囲では、体格指数（体重）とパーソナリティの関連は示されなかった。再栄養療法がパーソナリティに治療的な影響を与えるためには、今回の調査範囲を越えるような栄養状態の改善が必要である可能性が指摘できる。

本研究は、低栄養を伴う摂食障害患者の抑うつやパーソナリティについて、治療導入の際に考慮すべき知見を提供した。

以上の理由により、本研究は博士（医学）の学位を授与するに相応しい価値を有するものと評価した。

別紙2

試験の結果の要旨および担当者

報告番号	※乙第	号	氏名	田中聰
試験担当者	主査	勝野雅夫	伴洋介	若林俊彦

(試験の結果の要旨)

主論文についてその内容を詳細に検討し、次の問題について試験を実施した。

1. 患者背景として治療の有無や内容が、検査結果に与えた影響について。
2. 長期的にみてこれらの検査結果がどのように推移するのか。
3. 摂食障害の病態生理と分類について。
4. 神経性やせ症の治療法・検査指標について。
5. 主論文の結果は摂食障害に特異的な現象か。
6. 主論文の結果から実臨床に応用できる点は何か。

以上の試験の結果、本人は深い学識と判断力ならびに考察力を有するとともに、精神医学一般における知識も十分具備していることを認め、学位審査委員会議の上、合格と判断した。

## 別紙3

## 学力審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※乙第	号	氏名	田中聰
学力審査 担当者	主査 指導教授	勝野雅央 /豊山みよこ	伊藤太郎 尾崎	若林俊彦

(学力審査の結果の要旨)

名古屋大学学位規程第10条第3項に基づく学力審査を実施した結果、大学院医学系研究科博士課程を修了したものと同等以上の学力を有するものと学位審査委員会議の上判定した。